

鹿児島工業高等専門学校情報公開・セキュリティ委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、情報公開・セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、情報公開及び情報セキュリティに関する事項を総括し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報公開の実施体制に関する事。
- (2) 開示・不開示の判断基準に関する事。
- (3) 法人文書の開示・不開示に関する事。
- (4) 開示実施手数料の減額又は免除に関する事。
- (5) 不服申立てに関する事。
- (6) 訴訟に関する事。
- (7) 法人文書の管理に関する事。
- (8) その他情報公開の円滑な実施に関する事。
- (9) 情報セキュリティポリシーに関する重要な事項
- (10) 情報セキュリティ対策に関する重要な事項
- (11) その他情報セキュリティに関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（総務企画主事）
- (3) 事務部長
- (4) 副校長（教務主事）
- (5) 校長補佐
- (6) 校長特別補佐
- (7) 学科長
- (8) 一般教育科長
- (9) 総務課長及び学生課長
- (10) 技術長
- (11) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月17日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ委員会規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年10月17日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 12 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 6 月 28 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。